

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 6 号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和 3 9 年函館市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 6 条の 1 2」を「第 1 6 条の 9」に改める。

第 1 6 条の 3 および第 1 6 条の 4 を削り，第 1 6 条の 5 を第 1 6 条の 3 とし，第 1 6 条の 6 を第 1 6 条の 4 とし，第 1 6 条の 7 を第 1 6 条の 5 とし，第 1 6 条の 8 を削り，第 1 6 条の 9 を第 1 6 条の 6 とし，第 16 条の 1 0 から第 1 6 条の 1 2 までを 3 条ずつ繰り上げる。

第 2 8 条の 4 中「取り扱い」を「取扱い」に，「及び」を「および第 4 項ならびに」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 会計管理者は，前項の規定によりその例によることとされる第 9 2 条第 4 項の規定により公金収納受託者から収納金の引継ぎを受けたときは，同条第 5 項の規定の例により，当該引継ぎを受けた収納金を総括店に払い込まなければならない。

第 9 2 条第 2 項中「現金出納員」の後ろに「（競輪事業部事業課その他の会計管理者が定める箇所に設置されている現金出納員に限る。）」を加え，「ならびに」を「および」に，「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め，同条に次の 3 項を加える。

3 湯川支所および亀田支所に設置されている現金出納員に関する前項の規定の適用については，同項本文中「翌日の正午」とあるのは「，翌日における会計管理者が定める時刻」と，「指定金融機関等」とあるのは「，指定金融機関のうち会計管理者が定める店舗」と，同項ただし書中「翌日の正午後」とあるのは「当該時刻後」とする。

4 現金出納員（前 2 項の規定の適用を受ける現金出納員を除く。次項

において同じ。)は、会計管理者の定めるところにより、自ら取り扱った収入金および現金取扱員から引継ぎを受けた収入金を合わせ、翌日の正午までに会計管理者に引き継がなければならない。ただし、会計管理者の承認を得たときは、翌日の正午後に引き継ぐことができる。

- 5 会計管理者は、前項の規定により現金出納員から収入金の引継ぎを受けたときは、その定めるところにより、当該引継ぎを受けた収入金を、当該引継ぎを受けた日における会計管理者が定める時刻までに総括店に払い込まなければならない。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。